

新居浜市省エネ・新エネ設備導入支援補助金申請の手引き

地球環境への負荷の少ない低炭素社会の実現に寄与するとともに、環境保全意識の高揚を図ることを目的として、新エネ・省エネ設備等を導入する方を対象に、予算の範囲内でその経費の一部を補助するものです。

1 用語の説明

① 省エネ・新エネ設備等

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）及び未使用の家庭用蓄電池システムをいいます。

② ZEH

外皮の断熱性能等の向上及び高効率な設備システムの導入により、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等により、年間の一次エネルギー消費量の収支が正味（ネット）でゼロ以下となる住宅をいいます。

③ 家庭用蓄電池システム

再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を利用して、繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時等必要に応じて電気を活用することを主目的とした定置型のシステムをいいます。

2 補助制度の概要

（1）補助要件

<共通>

- ① 当該年度の3月末日までに、補助金交付請求書を提出できること。
- ② 新居浜市税等を滞納していないこと。（住民税、軽自動車税、固定資産税）
- ③ 自らが居住する新居浜市内の一戸建て住宅（居住部分の床面積が総面積の2分の1以上である店舗等との併用住宅を含み、賃貸住宅を除く。）に導入する個人。
対象外の例：法人、別荘

<ZEH>

- ① 国土交通省の「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針」に基づく第三者認証（住宅版BELS）において、以下の評価・認証を受けた住宅に自ら居住すること。
ア 一次エネルギー消費量基準：ゼロエネ相当
 - ・ 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。
 - ・ 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。イ 強化外皮基準(UA値)：0.6W/m²K以下
- ② 県内に本店を置く中小建築業者による施工の場合に限る。

<家庭用蓄電池システム>

- ① 蓄電容量1kWh以上のシステムを導入する個人。
- ② 設備を導入する住宅に太陽光発電システムを導入していること。

(2) 補助対象及び補助金額

① ZEH

補助対象経費にかかわらず200,000円(定額)とします。

② 家庭用蓄電池システム

補助対象経費の5分の1以内の額とします。

ただし、補助金額の上限は100,000円とし、当該金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

(3) 申請受付期間

当該年度の4月1日から3月31日まで(土日・祝祭日は除く。)

執務時間内(8:30~17:15)に環境保全課窓口までご持参ください。

ただし、予算額に達した時点で受付を終了します。

※ やむを得ず書類を郵送にて提出される場合は、環境保全課に到着した日を提出日とします。ただし、必要書類が揃っていない場合は受付しません。なお、記載内容に不備があった場合にも返送はいたしません。再度ご提出いただきます。

※ 補助金の交付は、同一の住宅において、1回限りとします。

3 補助制度の流れ

<ZEH>

(1) 交付申請

※ 必ず居住を開始した日から6か月以内に、交付申請書類を揃えて提出してください。

≪交付申請に必要な書類≫

- ① ZEH補助金交付申請書(第1号様式)
- ② ZEH導入に係る領収書及び領収明細書の写し
- ③ ZEHの建物全体のカラー写真
- ④ ZEHを導入した場所の地図
- ⑤ 個人情報確認同意書

市が保有する申請者に係る個人情報を確認することに同意する書類になります。これを提出する場合は、⑥及び⑦を省略することができますが、窓口で以下に示す本人確認書類のいずれかを提示していただく必要があります。

・1点で確認できるもの

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写真付証明書等

・2点で確認できるもの(【A】から2点または【A】【B】からそれぞれ1点ずつ)

【A】健康保険証、介護保険証、年金手帳等(官公署発行)

【B】預金通帳・キャッシュカード、診察券等(官公署以外発行)

- ⑥ 住民票（3か月以内に発行されたもの（コピー不可））
- ⑦ 新居浜市の納税証明書（1か月以内に発行されたもの（原本））又は市税等を滞納していないことが確認できる書類（原本）
- ⑧ B E L S評価書の写し
- ⑨ 施工証明書
- ⑩ 売買契約書の写し（建売住宅の場合）
- ⑪ 延べ床面積が確認できる住宅の平面図（併用住宅の場合）
- ⑫ 承諾書（導入予定の住宅が同居者名義である等、申請者が所有していない場合）
- ⑬ 代理人選任届（本人申請でない場合）

（2）交付決定

交付申請書類を受付後、内容審査を行います。交付が決定したときは、補助金交付決定通知書（第3号様式）が送付されます。

※ 審査後、交付決定を通知するまでに、3週間程度かかる場合があります。

※ 内容を審査し、市税の滞納等、要件を満たさない場合には交付決定が取り消される場合があります。

（3）補助金の請求

交付決定通知書が届いたら、通知を受けた日から30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに補助金請求書類を揃えて提出してください。

【提出できない場合は補助金を交付することができません】

《請求に必要な書類》

- ① 補助金交付請求書（第5号様式）
- ② 口座振替依頼書（第51号様式）

（4）補助金の支払い

請求書を受付けた後、指定した口座に振り込みます。なお、審査や振り込み手続きに、おおむね1か月間ほどの期間を要します。

（5）設置設備等の管理

補助金を受けた設備について、一定の期限内（補助対象設備のうち、最も法定耐用年数の長いものと同年数）は、適切な管理を行ってください。

また、期限内に対象設備を譲渡・廃棄等による処分をしようとするときは、あらかじめ設備等処分承認申請書（第6号様式）を提出してください。

<家庭用蓄電池システム>

(1) 交付申請

※ 必ず工事が完了した日または居住を開始した日から6か月以内に、交付申請書類を揃えて提出してください。

《交付申請に必要な書類》

- ① 家庭用蓄電池システム補助金交付申請書（第2号様式）
- ② 概要書
- ③ ZEH導入に係る領収書及び領収明細書の写し
- ④ 建物全体、設備の導入後の状況、導入機器本体の銘板及び太陽光発電システムの導入を示すカラー写真
- ⑤ 設備を導入した場所の地図
- ⑥ 個人情報確認同意書

市が保有する申請者に係る個人情報を確認することに同意する書類になります。これを提出する場合は、⑥及び⑦を省略することができますが、窓口で以下に示す本人確認書類のいずれかを提示していただく必要があります。

・1点で確認できるもの

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写真付証明書等

・2点で確認できるもの（【A】から2点または【A】【B】からそれぞれ1点ずつ）

【A】健康保険証、介護保険証、年金手帳等（官公署発行）

【B】預金通帳・キャッシュカード、診察券等（官公署以外発行）

- ⑦ 住民票（3か月以内に発行されたもの（コピー不可））
- ⑧ 新居浜市の納税証明書（1か月以内に発行されたもの（原本））又は市税等を滞納していないことが確認できる書類（原本）
- ⑨ 工事完了日証明書
- ⑩ 売買契約書の写し（建売住宅の場合）
- ⑪ 蓄電容量が1kWh以上であることが確認できるパンフレット等
- ⑫ 延べ床面積が確認できる住宅の平面図（併用住宅の場合）
- ⑬ 承諾書（導入予定の住宅が同居者名義である等、申請者が所有していない場合）
- ⑭ 代理人選任届（本人申請でない場合）

(2) 交付決定

交付申請書類を受付後、内容審査を行います。交付が決定したときは、補助金交付決定通知書（第3号様式）が送付されます。

※ 審査後、交付決定を通知するまでに、3週間程度かかる場合があります。

※ 内容を審査し、市税の滞納等、要件を満たさない場合には交付決定が取り消される場合があります。

(3) 補助金の請求

交付決定通知書が届いたら、通知を受けた日から30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに補助金請求書類を揃えて提出してください。

【提出できない場合は補助金を交付することができません】

《請求に必要な書類》

- ① 補助金交付請求書（第5号様式）
- ② 口座振替依頼書（第51号様式）

(4) 補助金の支払い

請求書を受付けた後、指定した口座に振り込みます。なお、審査や振り込み手続きに、おおむね1か月間ほどの期間を要します。

(5) 設置設備等の管理

補助金を受けた設備について、法定耐用年数期限内（6年）は、適切な管理を行ってください。

また、期限内に対象設備を譲渡・廃棄等による処分をしようとするときは、あらかじめ設備処分承認申請書（第6号様式）を提出してください。

4 書類作成時の留意事項

- ① 申請関係書類に押印する印鑑は認印で構いません。ただし、ゴム製や合成樹脂等の変形しやすい印鑑（シャチハタ等）は使用できません。
- ② 書類記載に当たっては、鉛筆書き・消えるボールペン等は使用不可です。
- ③ 提出した書類は必ずコピーをとり、交付決定を受けた年度の翌年度から数えて5年間保管してください。
- ④ 提出いただいた書類は、原則、返却やコピーはできませんのでご注意ください。

5 その他注意事項

新築住宅で、設備を導入する住所の住居表示が確定していない場合、BELS 証明書等に記載されている住所の表記と、申請書等の住所の表記に相違がある場合があります。そのような場合は、同一の場所であることを証明できる住居番号設定通知書等の公的な書類の提出をお願いします。

＜お問合せ・書類提出先＞

新居浜市 市民環境部環境保全課 環境政策係 （市役所2階）

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

電話：0897-65-1512 FAX：0897-65-1255

<http://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/hozen/>